

高知県高等学校卒業程度認定試験合格支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県高等学校卒業程度認定試験合格支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、ひとり親家庭の親の学び直し及びひとり親家庭の児童の学びを支援し、もって当該親及び児童の適職での就業機会の拡大を図ることを目的として、本人又はその児童（本人が扶養している20歳未満の児童をいう。以下同じ。）が民間事業者等で実施する対策講座（通信講座を含む。）を受講して高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指す場合に、次条に規定する補助対象者に該当するひとり親家庭の親に対して、受講費用の一部を予算の範囲内で補助する。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、ひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に規定する配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に20歳未満の児童を扶養している者をいう。）であって、児童扶養手当の支給を受けている又は児童扶養手当の支給対象要件と同等の所得水準にある者（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は、適用しない。）で、かつ、知事が別に定める実施要領（以下「実施要領」という。）に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、前条の対策講座の受講者が高等学校卒業者又は大学入学資格検定・高卒認定試験合格者等既に大学入学資格を取得している者を除く。

(補助金の種類等)

第4条 補助金の種類、補助対象経費、補助率並びに補助金の限度額及び交付方法は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による交付申請書に必要書類を添えて、実施要領に定める期限までに知事に提出しなければならない。

(補助金の変更申請)

第6条 補助対象者は、前条の規定による補助金の交付の申請の内容に変更が生じたときは、別記第2号様式による変更承認申請書を速やかに知事に提出しなければならない。

(審査)

第7条 補助要件の審査に当たっては、必要に応じて審査委員会を開催し、その緊急性及び必要性について考慮して判定するものとする。

2 審査委員会の設置及び運営に関しては、知事が別に定める。

(補助金の交付等の決定)

第8条 知事は、第5条又は第6条の規定による申請が適當であると認めたときは、補助金の交付又は変更の決定をし、当該申請者に対し、別記第3号様式により通知するものとする。ただし、当該申請をした者又は申請対象の受講者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助の取消し)

第9条 補助対象者が補助金の交付までにひとり親家庭の親でなくなったとき又は受講の取止め等により補助要件に該当しなくなったときは、別記第4号様式による資格喪失届に必要書類を添えて、当該事実が発生したときから14日以内に知事に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による届出を受けたとき又は給付金受給者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めたときは、その交付の決定を取り消すものとする。この場合においては、遅滞なく、その旨を当該給付金受給者に別記第5号様式により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、実施要領に定める期限までに、別記第1号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(申請等の経由)

第11条 第5条又は第6条の規定による申請、第8条の規定による通知、第9条第1項の規定による届出及び同条第2項の規定による通知並びに前条の規定による実績報告は、当該ひとり親家庭の親の居住する町村を管轄する県の福祉保健所の長を経由して行わなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月2日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限りでその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成28年5月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年5月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月5日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月5日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月31日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年9月20日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表第1（第4条関係）

I 通信制の場合

補助金の種類	補助対象経費	補助率	補助金の限度額	補助金の交付方法	備考
(1) 受講開始時給付金	高卒認定試験の合格を目指す通信制講座のために補助対象者が支払った入学料、受講料及び上記経費の消費税。なお、対象経費の詳細は実施要領による。	補助対象経費の40パーセントに相当する額 ただし、令和5年3月31日までに修了した講座については、補助対象経費の30パーセントに相当する額	上限10万円とし、4,000円を超えない場合は支給を行わない。 ただし、令和5年3月31日までに修了した講座については、上限75,000円とし、4,000円を超えない場合は支給を行わない。	対象講座を開始した後に、精算払とする。	
(2) 受講修了時給付金	同上	補助対象経費の50パーセントに相当する額から、(1)として支給した額を差し引いた額 ただし、令和2年3月31日までに修了した講座については、補助対象経費の20パーセントに相当する額 また、令和4年3月31日までに修了した講座については、補助対象経費の40パーセントに相当する額 また、令和5年3月31日までに修了した講座については、補助対象経費の40パーセントに相当する額から、(1)として支給した額を差し引いた額に相当する額	受講開始時給付金と受講修了時給付金の合計が125,000円を超える場合、受講開始時給付金と受講修了時給付金の補助額の合計は125,000円とし、4,000円を超えない場合は支給を行わない。 ただし、令和4年3月31日までに修了した講座については、受講修了時給付金が10万円を超える場合、受講修了時給付金の補助額は10万円とし、4,000円を超えない場合は支給を行わない。 また、令和5年3月31日までに修了した講座については、受講開始時給付金と受講修了時給付金の合計が10万円を超える場合、受講修了時給付金の補助額は10万円とし、4,000円を超えない場合は支給を行わない。	対象講座を修了した後に、精算払とする。	

(3) 合格時給付金	同上	<p>補助対象経費の 10 パーセントに相当する額 ただし、令和 2 年 3 月 31 日までに修了した講座については、補助対象経費の 40 パーセントに相当する額 また、令和 5 年 3 月 31 日までに修了した講座については、補助対象経費の 20 パーセントに相当する額</p>	<p>受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の合計が 15 万円を超える場合、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の補助額の合計額は、15 万円とする。 ただし、令和 4 年 3 月 31 日までに修了した講座については、受講修了時給付金と合格時給付金の合計が 15 万円を超える場合、受講修了時給付金と合格時給付金の補助額の合計額は、15 万円とする。</p>	<p>受講修了時給付金の交付を受けた者が受講修了日から起算して 2 年以内に高卒認定試験に全科目合格し、文部科学省からの合格証書が送付された後に、精算払とする。</p>	
------------	----	--	---	--	--

別表第1（第4条関係）

II 通学又は通学及び通信制併用の場合

補助金の種類	補助対象経費	補助率	補助金の限度額	補助金の交付方法	備考
(1) 受講開始時給付金	高卒認定試験の合格を目指す講座（通学又は通学及び通信制併用）のために補助対象者が支払った入学料、受講料及び上記経費の消費税。なお、対象経費の詳細は実施要領による。	補助対象経費の40パーセントに相当する額	上限20万円 ただし、4,000円を超えない場合は支給を行わない。	対象講座を開始した後に、精算払とする。	
(2) 受講修了時給付金	同上	補助対象経費の50パーセントに相当する額から、(1)として支給した額を差し引いた額	受講開始時給付金と受講修了時給付金の合計が25万円を超える場合、受講開始時給付金と受講修了時給付金の補助額の合計は25万円とし、4,000円を超えない場合は支給を行わない。	対象講座を修了した後に、精算払とする。	
(3) 合格時給付金	同上	補助対象経費の10パーセントに相当する額	受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の合計が30万円を超える場合、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の補助額の合計額は、30万円とする。	受講修了時給付金の交付を受けた者が受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格し、文部科学省からの合格証書が送付された後に、精算払とする。	

別表第2（第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。